

令和4年度

第1回山形市働く女性の家運営委員会

日 時 令和4年6月8日(水)
午後3時00分から午後4時00分
場 所 福祉文化センター(東部公民館)
2階 講堂

次 第

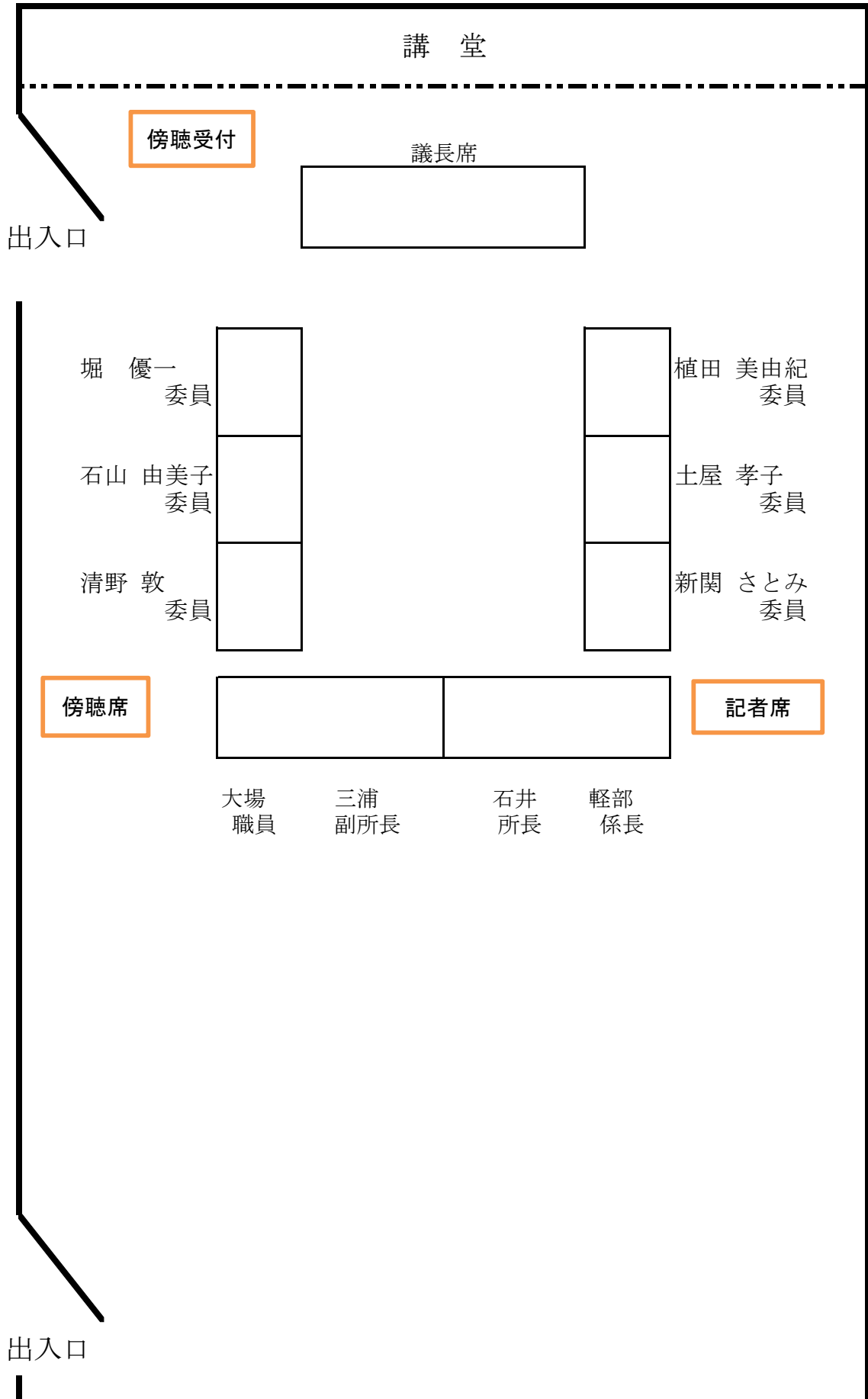
- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 所長あいさつ
- 4 委員及び職員紹介
- 5 委員長及び副委員長選任
- 6 委員長及び副委員長あいさつ
- 7 審 議

(1) 令和4年度山形市働く女性の家事業計画(案)について

(2) その他

- 8 閉 会

令和4年度 第1回山形市働く女性の家運営委員会 席次表



山形市働く女性の家運営委員会委員名簿

令和4年4月1日現在

氏名	所属事務所・役職名等	委嘱条項	構成別
植田 美由紀	日本大学山形高等学校 非常勤講師	第6条第1号	利
土屋 孝子	主婦	第6条第1号	利
新関 さとみ	さとみの漬物講座企業組合 理事長	第6条第2号	事
橋本 善彦	山形商工会議所 理事・事務局長	第6条第2号	事
堀 優一	株式会社荘内銀行山形営業部 副部長	第6条第2号	事
石山 由美子	特定非営利活動法人市民社会サポ ートやまがた	第6条第3号	学
清野 敦	山形労働局 雇用環境・均等室長補佐（企画担当）	第6条第4号	関
工藤 久美子	山形県産業労働部雇用・産業人材育成 課 働く女性サポート室正社員化・働 き方改革推進担当主査	第6条第4号	関
酒井 朝男	山形市商工観光部 雇用創出課課長補佐	第6条第4号	関

※委嘱条項について

山形市働く女性の家設置及び管理に関する条例施行規則

※構成別について

利：1号委員 働く女性及び勤労者家庭の主婦

事：2号委員 働く女性を雇用する事業主

学：3号委員 学識経験者

関：4号委員 関係行政機関の職員

※任期 令和6年3月31日まで

☆職員

所長	石井 寛	保健指導員	藤井 るり子	東部公民館 会任職員	吉田 知加
副所長	三浦 吉幸	会任職員	大場 里子		
係長	軽部 唯史	会任職員	関 奈美子		
主幹	沼澤 清志	会任職員	横山 良子		

会任職員…会計年度任用職員

審議（１）

令和４年度 山形市働く女性の家事業計画（案）

区分	事業名		実施 時期	予定 人員	費用	内 容 等	託 児
家庭 生活	ゆかたの着付講座 〈ゆかたの着付けをレ ッスン〉	継 続	6月下旬 7月上旬 (午後)	12名	無 料 貸衣装代 (希望者)	日本伝統の文化でもある「ゆかた」 で着付けの楽しみを学ぶ	有
家庭 生活	メイクあっぷ講座 〈フェイスマッサージ とアイメイク〉	継 続	7月中旬 (夜間)	12名	材料代	マスク生活の中、表情を和らげる ためのマッサージとアイメイクを 学ぶ	有
職業 生活	心のリフレッシュ講座 〈体や心のトラブル改 善〉	新 規	8月上旬 (午後)	16名	無 料	女性ならではの年齢を重ねるに つれて増える、体や心のトラブル 改善方法を学ぶ	有
家庭 生活	ママトレ+ベビトレ・ ヨガ講座 〈親子で楽しむヨガ〉	継 続	9月上旬 (午前)	12組	保険料	子ども（1歳未満）とスキンシッ プをとりながら、ヨガを通してリ ラックスできるひと時を提供す る。	無
職業 生活	お片付け講座 〈無理なく捨てられる コツ&仕組み〉	継 続	9月下旬 (午前)	16名	無 料	「捨てる決心」をつけてラクして キレイが続く家に！誰でも無理 なく捨てる基準とコツを学ぶ	有
一般 教養	老後、災害、病気に備 える保険のはなし	新 規	10月上旬 (午前)	16名	無 料	保険の仕組みが複雑、基本とわが 家に合った保険と上手に付き合 う為のヒントを学ぶ	有
家庭 生活	女性の家料理講座 〈家族が喜ぶ暖かい スピードメニュー〉	継 続	11月中旬 (夜間)	12名	材料代 保険料	寒い時期ならではの暖かな煮込 み料理、帰ってからスピーディー に仕上げる簡単メニューを学ぶ	有
一般 教養	賢い消費者になるた めの「マネー講座」	継 続	12月上旬 (午前)	16名	無 料	「相続の基本」 家族ともめない、迷惑をかけない やるべきことを学ぶ	有
職業 教養	暮らしと生活講座 〈体のゆがみ改善〉	継 続	1月下旬 (午後)	12名	保険料	仕事や家事からくる骨盤のゆが みを知り予防や体のバランスで 動きやすい体づくりを学ぶ	有
健康 相談	健康相談		月4回 程度		無 料	福祉文化センター保健指導員によ る健康相談及び指導を行う (午前10時から午後3時)	

※託児：有 働く女性の家では、育児中の女性にも安心して講座に参加して頂けるよう1歳以上の未就学
児を無料で預かる臨時的託児を設けている。

(1) 新型コロナウイルス感染防止対策のための参加基準

- ・不織布マスクの正しい着用
- ・手指消毒
- ・定期的な換気（30分ごとに1回程度）
- ・検温（当日発熱や風邪の症状がある場合は控えて頂く）
 - ※ワクチン接種後も、感染症の予防対策は必要としている
 - ※3つの密を避ける（密閉・密集・密接）

(2) 広報案内・掲示箇所について

○記事掲載

- ・広報やまがた
- ・市ホームページ「なんたっす山形」
- ・東部公民館だより

○ポスター掲示

- ・山形市営駐車場（市役所向かい）
- ・べにちゃんバス中吊り
- ・市役所 地階・1階・2階掲示板

○ポスター・チラシ設置

- ・福祉文化センター
- ・県男女共同参画センター チェリア
- ・市男女共同参画センター ファーラ
- ・市内公民館（7ヶ所）
- ・山形テルサ
- ・山形駅東西自由通路掲示板
- ・市役所1階（チラシのみ）

改正

平成9年12月24日条例第46号

山形市働く女性の家設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、この市の働く女性及び勤労者家庭の主婦の福祉の増進を図るため、働く女性の家の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(設置、名称及び位置)

第2条 この市に働く女性の家を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山形市働く女性の家

位置 山形市小白川町二丁目3番47号

一部改正〔平成9年条例46号〕

(事業)

第3条 山形市働く女性の家（以下「働く女性の家」という。）は、次の事業を行う。

- (1) 職業生活及び家庭生活に関する相談並びに指導に関すること。
- (2) 健康及び育児に関する相談並びに指導に関すること。
- (3) 一般教養及び職業生活技術並びに家庭生活技術に関する講習会等の開催に関すること。
- (4) グループ活動、クラブ活動及びレクリエーション活動等余暇の活用のための便宜供与に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、働く女性及び勤労者家庭の主婦の福祉の増進に必要と認められること。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(使用者)

第4条 働く女性の家を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) この市の事業所に勤務する女性及び勤労者家庭の主婦
- (2) 市長が適当と認めるもの

一部改正〔平成9年条例46号〕

(運営委員会)

第5条 働く女性の家の業務の運営に関し必要な事項を調査審議するため、働く女性の家に、山形市働く女性の家運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員10人以内をもつて組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(使用の許可)

第6条 働く女性の家を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(目的外使用の禁止)

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に働く女性の家を使用してはならない。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(使用の制限)

第8条 市長は、働く女性の家を使用させることが不相当と認めたときは、その使用を許可せず、又は使用を許可した後であつても使用の許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

一部改正〔平成9年条例46号〕

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、働く女性の家の使用が終つたとき、又は使用の中止を命ぜられたときは、直ちに

原状に回復しなければならない。

一部改正〔平成9年条例46号〕

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

（供用開始）

2 働く婦人の家の供用開始は、前項の規定にかかわらず、告示で定めた日からとする。

〔昭和55年市告示第51号により、昭和55年5月1日から供用開始〕

附 則（平成9年12月24日条例第46号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

改正

昭和56年2月28日規則第5号

昭和60年3月26日規則第12号

昭和62年3月27日規則第6号

昭和63年4月30日規則第22号

平成10年3月18日規則第9号

山形市働く女性の家設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形市働く女性の家設置及び管理に関する条例（昭和55年市条例第6号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成10年規則9号〕

(開館時間)

第2条 山形市働く女性の家（以下「働く女性の家」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

一部改正〔昭和60年規則12号・62年6号・平成10年9号〕

(休館日)

第3条 働く女性の家の休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（第3日曜日の翌日を除く。）及び第3日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日

(3) 前2号に規定する休館日が重なる場合は、その翌日

(4) その前日及び翌日が国民の祝日である日

(5) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日（前各号に規定する日を除く。）

一部改正〔昭和60年規則12号・63年22号・平成10年9号〕

(使用許可)

第4条 条例第6条の規定により使用許可を受けようとするときは、個人の場合にあつては、住所、氏名及び使用目的等を申し出るものとし、団体の場合にあつては、あらかじめ働く女性の家使用許可申請書（別記様式第1号）を市長に提出し、それぞれ許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により団体の使用を許可したときは、働く女性の家使用許可証（別記様式第2号）を交付する。

一部改正〔平成10年規則9号〕

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、別に定める使用者心得を守らなければならない。

一部改正〔平成10年規則9号〕

(運営委員会の組織)

第6条 条例第5条の規定による山形市働く女性の家運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 働く女性及び勤労者家庭の主婦

(2) 働く女性を雇用する事業主

(3) 学識経験者

(4) 関係行政機関の職員

一部改正〔平成10年規則9号〕

(委員長等)

第7条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔昭和56年規則5号・平成10年9号〕

(会議)

第8条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 運営委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔昭和56年規則5号・平成10年9号〕

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、働く女性の家において行う。

一部改正〔平成10年規則9号〕

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、働く女性の家の運営等について必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成10年規則9号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年2月28日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月26日規則第12号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月27日規則第6号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月30日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月18日規則第9号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

別記

様式第1号

一部改正〔平成10年規則9号〕

様式第2号

一部改正〔平成10年規則9号〕

参考資料(1)

令和3年度事業実績

区分	講座名	新・継	実施時期	費用	講師	講座内容	人数(単位:人)				
							定員	申込	決定	出席	託児
職業生活	アイメイク講座	継続	6/25(金) 18:30 ~20:30	材料代	真田 節子	目元や眉を少し整えるだけで、マスク顔を表情豊かに見せるアイメイクのコツとマッサージを学ぶ	15	10	10	9	0
家庭生活	ゆかたの着付け講座	継続	7/10(土) 13:30 ~15:30	無料	小笠原 英子	四六時中マスクの1年だからこそ、ゆかたの着付けを学んで気分転換できる機会を設ける	12	11	11	9	0
			7/17(土) 13:30 ~15:30							8	2
一般教養	賢い消費者になるための「マネー講座」	継続	9/25(土) 10:00 ~12:00	無料	土屋 英敏	知っているようで知らない、「ふるさと納税」お得な制度が、節税につながる仕組みを学ぶ	15 (※)	25	20	20	0
家庭生活	ベビトレヨガ講座	継続	10/7(木) 10:00 ~12:00	保険料	あべ ちえ	0~1歳未満の赤ちゃんを持つ母親と一緒に産後のケアと赤ちゃんのトレーニング	12 (※)	13	13	7	-
										5	-
職業生活	美しいカラダづくり講座	継続	10/23(土) 10:00 ~12:00	保険料	中島 沙織	体のゆがみからくる腰痛、肩こりの原因を知り自分でできる予防体操を学ぶ	10 (※)	20	12	11	0
家庭生活	利き脳講座	継続	11/19(金) 13:30 ~15:30	無料	奈良崎 由美子	私は片づけられるのに、夫や子どもが片付けられない」利き脳タイプを知って片づけを身につけよう	12	14	12	11	0
一般教養	食と健康講座	新規	12/17(金) 13:30 ~15:30	無料	西村 恵美子	食の乱れによる様々な不調の改善、身近な食材で免疫力を高め健康維持に役立つ食と効能を学ぶ	12	11	11	9	0
一般教養	冬の花・寄せ植え講座	新規	12/25(土) 10:00 ~12:00	材料代	戒野 日出男	寒く長い冬でコロナ生活に鑑賞できる花植えを学び、心のやすらぎ得て頂く場を提供する	12 (※)	18	18	18	1
家庭生活	女性の家・料理講座	継続	2/19(土) 13:30 ~15:30	保険料代	菅野 由子	この一年、頑張った自分のために、カカオポリフェノール効果があるチョコレートを使ったのお菓子作り	12	6	6	5	0
							112	128	113	112	3
健康相談	健康相談	継続	月5日程度 10~12時 13~15時	無料	保健指導員 (福祉文化センター嘱託職員)	専用相談室において、一般来所者に対し、健康相談及び指導を行う			1		-

※ 応募者多数のため当初の定員数を超えて参加決定者を認めた。
 なお、事前に講師の承諾を得て万全な感染防止対策を行った上で実施した。

参考資料（２）

令和３年度事業申込・受講決定状況

（単位：人）

講座名	募集人数	申込者数	申込者年代別							受講決定者
			20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明10代	
アイメイク講座	15	10	0	0	5	2	1	2	0	10
ゆかたの着付け講座	12	11	0	2	3	0	1	3	2	11
マネー講座	15	25	3	2	3	4	6	6	1	20
親子でヨガ講座	12	13	1	12	0	0	0	0	0	13
美しいカラダづくり講座	10	20	1	0	6	3	2	8	0	12
利き脳講座	12	14	0	2	1	3	4	4	0	12
食と健康講座	12	11	0	0	0	1	2	8	0	11
寄せ植え講座	12	18	0	1	3	8	5	1	0	18
女性の家・料理講座	12	6	0	0	1	1	3	0	1	6
合 計	112	128	5	19	22	22	24	32	4	113
			4%	15%	17%	17%	19%	25%	3%	

複数回申込者0人

応募者数/募集人数 = 1.14 倍

参考 令和２年度状況

	募集人数	申込者数	申込者年代別							受講決定者
			20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	
合 計	70	73	4	27	14	10	14	3	1	63
			6%	37%	19%	14%	19%	4%	1%	